

あすなろ園柏台デイサービスセンター空の家運営規程
(指定通所介護及び介護保険法に基づく第一号通所事業
(介護予防通所介護相当サービス))

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人松園福祉会が開設するあすなろ園柏台デイサービスセンター空の家(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び介護保険法に基づく第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「介護サービス」という。)の事業(以下「事業」という。)は、要介護状態、要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話、機能訓練及びアクティビティサービスを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あすなろ園柏台デイサービスセンター空の家
- 二 所在地 倉敷市玉島柏台5丁目1-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤1人(当該事業所の生活相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 常勤1人
看護職員(機能訓練指導員) 非常勤1人以上
介護職員 3人以上(内常勤1人以上)
生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月、火、水、木、金、日曜日とする。
12月31日から1月3日までを原則休みとするが、利用者の要望によって開所する場合もある。
- 二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 9時30分から16時45分までとする。

ただし、利用者の要望に応じて延長する場合もある。

(利用定員)

第6条 利用定員は1日25名とする。

(介護サービスの内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活上の世話(健康チェック、排泄介助、移動介助、その他見守り等)
- 二 機能訓練・アクティビティサービス(日常生活動作、レクリエーション、体操等)
- 三 食事提供
- 四 入浴介助
- 五 特別入浴介助
- 六 送迎
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成等)

第8条 介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に居宅介護支援計画に沿って通所介護計画又は介護予防通所介護計画(以下「介護計画」という。)を作成する。

2 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービス、処遇を提供するとともに、継続的なサービス、処遇の管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 食費として、1食あたり600円
- 二 クラブ・レク活動の材料費実費(個別の希望の場合のみ)
- 三 おむつ代として、その実費
- 四 通常の実施地域を越えての送迎が必要な場合は、実費分を次のように定める。
7km～8km圏内…片道50円 8km～9km圏内…片道60円
9km以上の場合は、上記より1km増える毎に10円を加算。
- 五 その他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に必要な書類を提示した上で、利用者の同意を得る。

(サービス提供記録の記載)

第10条 介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の

書面に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、倉敷市(玉島地区)、浅口市(金光地区)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者及びその家族は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 他の利用者が適切な介護サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 二 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 三 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所の従業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 従業者は、緊急時に備え、日常から利用者の状態の把握と緊急時の対応方法などの学習及び講習を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。
- 4 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年避難、救出その他必要な訓練を行う。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第16条 提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に対して迅速且つ適切に対応するため、受付窓口、担当者を利用者に知らせ、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第17条 介護サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分配慮するものとする。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所内においては手指消毒などをこまめに行い衛生管理に努める。又、利用者の方へも手指消毒等を勧める。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行なうものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発声又は虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を定期的開催するとともに、再発防止策について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して、虐待を防止するための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該施設従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに、これを市町村に報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 本事業所の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 本事業所は、ケース記録、利用者台帳、事業日誌、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

平成20年8月1日より施行する。

平成24年4月1日より施行する。

平成25年10月22日より施行する。

平成27年4月1日より施行する。

平成27年8月1日より施行する。

平成28年3月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

平成31年4月1日より施行する。

令和 6年4月1日より施行する。